

事業名：国道31号坂電線共同溝PFI事業

入札説明書等に関する質問に対する回答（第2回）

令和7年11月20日

国土交通省 中国地方整備局

## 国道31号坂電線共同溝PFI事業 入札説明書等に関する質問に対する回答(第2回)

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
1	事業契約書(案)【代表企業版】	28	第4章	第3節	第64条		技術提案の履行	提案書において前倒し提案を行った場合でも、事業業者の責によらない事象で引き渡し予定日が延長されたことが協議書等により確認できた場合は、違約金は発生しないとの理解してよろしいでしょうか。	事業業者の責によらないことが確認できた場合、ご理解のとおりです。
2	要求水準書	46	第4	1	(1)	3)	工事監理業務	要求水準書には、「中国地方整備局との打合せは、工事監理業務着手時、業務の主要な区切り及び業務完了時に於いて行うこと。なお、打合せ等は、発注者支援業務共通仕様書(案)に定めるものに加え、中国地方整備局と協議の上、実施すること。」とあります。が、当初数量総括表には、打合せが計上されておりません。設計変更の対象と理解してよろしいでしょうか。 なお、要求水準書P44調整マネジメント業務(工事段階)における打合せとは、異なるものと理解しています。	工事監理業務の打合せについて、当初から見込むこととします。 入札説明書添付9「入札時積算数量図面書」、及び入札説明書添付10「見積参考資料」を修正します。
3	要求水準書	52	第5	4	(3)	4)	抜柱完了時期	「抜柱は、本施設の完成(引渡)検査の日から2年以内に占用業者に完了させること」とありますが、抜柱後の舗装や道路付属物等の復旧は本事業には含まれず(引渡範囲には含まれず)、占用業者にて実施するものとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。但し、抜柱後の舗装や道路付属物等の復旧も含め、完成(引渡)検査の日から2年以内に占用業者に完了させるよう、事業者は、調整マネジメント業務(維持管理段階)の中で占用業者と調整ください。
4	様式集及び記載要領	60	1	(4)	(様式14)		歩掛見積書 見積単価表 第26号 調整マネジメント(維持管理段階)	(様式14)歩掛見積書 見積単価表第26号 調整マネジメント(維持管理段階)の単位につきまして、Word様式は「1日当たり単価表」となっていますが、Excel様式は「1月当たり単価表」と相違がございます。Excel様式を「1日当たり単価表」に単位訂正をお願いいたします。 また、歩掛見積参考資料につきましても、「1日当たり単価表」に単位訂正の上再交付をお願いいたします。  【参考】 (様式14)歩掛け見積書 ・見積単価表第17号 調整マネジメント(設計段階) ・見積単価表第18号 調整マネジメント(工事段階) の単位は、Word様式、Excel様式ともに「1日当たり単価表」であり、 見積単価表第26号 調整マネジメント(維持管理段階)は、Word様式「1日当たり単価表」ですが、Excel様式「1月当たり単価表」となっています。	(様式14)歩掛け見積書 見積単価表第26号 調整マネジメント(維持管理段階)のExcel様式を「1日当たり単価表」に修正します。 10月30日に当該箇所を修正した入札説明書添付3「様式集及び記載要領(Excel)」を公表済みです。
5	見積参考資料	3					調査業務(地質調査)	「調査工の閉塞を3箇所見込んでいる」と記載がありますがボーリング数も同様に3箇所と考えてよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。 入札説明書添付9「入札時積算数量図面書」を修正します。
6	見積参考資料	8					床掘 土砂	共通仕様書を確認しますと「試掘調査は、原則人力施工とし機械施工を行わないこと。」と記載されているため、床掘工は現場制約有と考えてよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
7	見積参考資料	15					表層(歩道部)	積算要素が「基層(車道・路肩部)」になっていますが、参考事項では「基層(歩道部)」となっております。施工場所は車道ですが、積算は歩道ということでよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。

国道31号坂電線共同溝PFI事業 入札説明書等に関する質問に対する回答(第2回)

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
8	入札時積算数量図面書	146～148	契約図				平面図	平面図で道路改築の計画が描かれています。 ・中央分離帯の移設、 ・上り車線の路面表示変更(中央直進車線の追加) 今回事業は、道路改築ありでの設計施工でしょうか。 その場合、歩道設計が道路設計に変更となります。 また工事起点より東側の中央分離帯移設、車線変更も今回事業で追加でしょうか。	平面図に記載の道路改築計画は将来計画を記載しているものであり、本事業の対象外となります。ただし、将来計画も考慮のうえ、本事業の詳細設計業務に反映する必要があります。
9	要求水準書(案)に関する意見に対する回答						NO2		再生砂・ダクトスリーブ・ポール内ジョイントBOXについては、局特別調査(臨時調査)による材料単価公表の対象外となります。
10	入札説明書等に関する質問回答(第1回)					NO12	打合せ等	「打合せは各段階の調整マネジメント業務で計上しており、それぞれ1回／月を見込んでいます。」との回答ですが、設計業務における打合せ歩掛(設計業務等標準積算基準書 土木設計業務等標準歩掛)と調整マネジメント業務における打合せ歩掛には相違があります。その理由は、設計業務等標準積算基準書(参考資料)の第1編 総則(参考資料) 第1節 用語の定義で、標準歩掛とは「単位作業量、業務に必要な技術者等の職種、人員数、材料の種類・使用量、機械の機種・規格・運転時間、各種条件に対する補正方法等を定めたもの」と記載しております。上記より、調査・設計業務(地質調査・詳細設計・家屋調査)における打合せを、設計業務等標準積算基準書・用地調査等業務費積算基準による歩掛にて、見込んでいただけないでしょうか。また、見込んでいただけない場合、設計変更の対象と理解してよろしいでしょうか。	調査業務、詳細設計業務の打合せについて、当初から見込むこととします。 入札説明書添付9「入札時積算数量図面書」、及び入札説明書添付10「見積参考資料」を修正します。
11	入札説明書等に関する質問回答(第1回)	3	質問回答12				打合せ等	「打合せは各段階の調整マネジメント業務で計上しており、それぞれ1回／月を見込んでいます。」との回答ですが、「土木設計業務共通仕様書(案)」の第1102条用語の定義にて「『打合せ』とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう」と記載されており、設計業務等の管理技術者等が行う打合せとされています。また、打合せは、業務着手時、業務の主要な区分切り及び業務完了時ににおいて行うこと。と記載されており、月1回の技術AIによる打合せでは設計業務等の打合せの人工構成に沿つたものとなってないのではないかと考えます。そのため調整マネジメントの打ち合わせとは実施すべき内容が異なると考えております(地質調査・家屋調査も同様)。よって調査・業務(地質調査・詳細設計業務・家屋調査)の打合せによる歩掛で見込んでもらう事はできないでしょうか?	質問回答No.10を参照ください。
12	入札説明書等に関する質問回答(第1回)					NO27	第二次審査提出資料 事業費内訳書	引込・連系管路費について、幹線部と引込管・連系管路の数量を分計できるよう、入札説明書添付10「見積参考資料」を修正していただきましたが、添付9 工事数量総括表の数量は変更されません。一方で様式27-5にて工事業務費は、電線共同溝費・引込・連系管費・舗装復旧費に分計し、様式27-6及び27-7へ記載することとなっています。(様式27-6)入札時積算内訳書」は、幹線部の数量(下り線・上り線・横断部・道路・土工・排水構造物・照明信号配管)を「(様式27-7)工事費内訳書」は、引込管・連系管路の数量を入札者の判断で様式に記載のうえ提出する理解でよろしいでしょうか	添付10「見積参考資料」のP73～79に記載の数量を踏まえ、様式27-6及び様式27-7を作成ください。
13	入札説明書等に関する質問回答(第1回)					NO28	第二次審査提出資料	様式39～様式42について該当しない様式について提出不要との回答がありましたが、様式41、様式42については、該当あり、該当なしを記載する形式となっています。構成企業の中で1社でも全て該当なしであれば、提出不要との理解でよろしいでしょうか。仮に上記の場合でも提出が必要な場合は、企業名を記載する欄がありませんので、事業者側で任意に企業名を記載のうえ提出する理解でよろしいでしょうか	様式41、様式42については、構成員の中で1社でも全て該当しない企業がいた場合、構成員全ての様式を提出不要とします。 また、構成員全てがいずれかの項目に該当している場合、任意の箇所に企業名を記載のうえ、構成員それぞれについて様式41または様式42を提出ください。